

参 考 資 料

令和 4 年 9 月

市 議 会 定 例 会

目 次

内 容		頁
認定第1号	令和3年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第2号	令和3年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第3号	令和3年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第4号	令和3年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第5号	令和3年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第6号	令和3年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第7号	令和3年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第8号	令和3年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第11号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	4
議案第52号	寝屋川市議會議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正	8
議案第53号	寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等	14
議案第54号	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	74
議案第55号	寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	85

内 容		頁
議案第 56 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	87
議案第 57 号	寝屋川市立斎場条例の一部改正	102
議案第 58 号	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	106
議案第 59 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	108
議案第 66 号	工事請負契約の締結	110
議案第 67 号	工事請負契約の変更	113
議案第 68 号	財産の取得（府内ネットワークパソコン）	115
議案第 69 号	財産の取得（災害時用備蓄物資）	117
議案第 70 号	財産の取得（親子給食に係る備品）	119
議案第 71 号	令和 3 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	121
議案第 72 号	令和 3 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	122

令和3年度 富屋川市会計別決算状況

(単位:千円)

会 計	区 分	歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳 入 歳 差	歳 出 歳 差	翌 年 度 越 べ す 源	実 質 収 支 額	前 年 度 支 額	单 収 領
一 般 会 会 計		104,466,236	103,189,810	1,276,426	141,701	1,134,725	1,712,887	△ 578,162	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		26,903,145	26,431,930	471,215	0	471,215	614,099	△ 142,884	
介 護 保 険 特 別 会 計		22,308,985	22,156,509	152,476	0	152,476	364,393	△ 211,917	
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		3,918,044	3,726,558	191,486	0	191,486	185,910	5,576	
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 計		0	0	0	0	0	0	0	0
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 特 別 会 計		32,903	26,501	6,402	0	6,402	7,436	△ 1,034	
合 计		157,629,313	155,531,308	2,098,005	141,701	1,956,304	2,884,725	△ 928,421	

[根拠法令]

地方自治法第233条第3項

令和3年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

年 度	項 目	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A-B	税抜理に額 よる増減	純 利 益	利益剰余金
令和3年度		4,186,153	3,659,675	526,478	△ 97,399	429,079	5,760,326

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

年 度	項 目	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
令和3年度		688,373	1,705,827	△ 1,017,454

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

〔根拠法令〕

地方公営企業法第30条第4項

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,017,454千円は
消費税及び地方消費税資本的収支調整額97,399千円、
損益勘定留保資金920,055千円で補てんした。

令和3年度 寅屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

年 度	項 目	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A-B	税抜處理による増減額	純 利 益	利益剰余金
令和3年度		5,806,133	5,211,774	594,359	△ 154,994	439,365	1,569,010

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

年 度	項 目	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
令和3年度		5,451,063	7,601,568	△ 2,150,505

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額（うち繰越財源 560,500千円は除く。）が
資本的支出額に対し不足する額 2,711,005千円は
減債積立金 300,000千円、消費税及び地方消費税資本的收
支調整額 154,994千円、損益勘定留保資金 2,256,011千円
で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

〔根拠法令〕

地方公共団体の財政に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

〔 実質赤字比率とは、一般会計等（いわゆる普通会計）の
実質収支の標準財政規模に対する比率。 〕

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額
会計一般等	一 般 会 計	1,134,725
会計一般等	公共用地先行取得事業特別会計	0
会計一般等	母子父子寡婦福祉資金貸付会計	0
	計	1,134,725
標 準 財 政 標 準	規 模	50,398,867
美 質 財 赤 字 比 率	率	—
		※ 1 (△ 2.25)

※ 1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

(2) 連結実質赤字比率

〔 連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額（企業会計
は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。 〕

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額及び 資金不足・剰余額
会計一般等	一 般 会 計	1,134,725
会計一般等	公共用地先行取得事業特別会計	0
会計一般等	母子父子寡婦福祉資金貸付会計	0
外一般の会計	國民健康保険特別会計	471,215
外一般の会計	介護保険特別会計	152,476
外一般の会計	後期高齢者医療特別会計	191,486
業公會計	水道事業会計	6,451,616
業公會計	下水道事業会計	1,320,023
	計	9,721,541
標 準 財 政 標 準	規 模	50,398,867
連 結 実 質 赤 字 比 率		—

※ 2 連結実質赤字比率についでは、全会計の連結実質赤字額
がなかったため「—」と表示。

※ 2

(△ 19.28)

(3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財政規模に対する比率。 〕

(単位：千円、%)			
	①	②	③
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む)	標準財政規模	地方債の償還に対する額 付税算入需要額
※3	〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	$\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}-\text{③}} \times 100$
令和元年度	5,603,892	46,880,283	5,736,367 △ 0.32198
令和2年度	5,142,713	48,152,905	5,874,016 △ 1.72971
令和3年度	5,731,371	50,398,867	6,089,777 △ 0.80888

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

(4) 将来負担比率

[将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。]

将来負担額 (単位：千円)

地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額 公當企業会計及び一部事務に對する一般会計額 の負担額	退職見込額	手当額	設立法人の額 (損失補償債務等)	将来負担額 連結実質赤字額	将来負担額 合計 ①
59,573,994	0	13,328,127	6,307,902	2,820	0	79,212,843

充当可能財源等 (単位：千円)

充当可能基金	充当可能財源 (都市計画税等)	基準財政需要額 基算入見込額	充当可能財源等 合計 ②
30,684,763	19,128,107	74,388,830	124,201,700

将来負担比率 (単位：千円)

標準財政規模 ③	地方債の償還に對し て令和3年度に交付 された基準財 政税算入額 要需 ④	将来負担比率 (%) $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}} \times 100$
50,398,867	6,089,777	— ※4 (△101.5)

※4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示。

2 資金不足比率

[資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。]

(1) 水道事業会計

流動負債	流動除債額	流動資産	流動資産額	解資金不足額	資金不足額	事業規模	資金不足比率(%)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑥/⑦×100
1,335,425	569,486	7,229,829	12,274	0	△ 6,463,890	3,585,840	— (△180.2)

-7-(2) 下水道事業会計

流動負債	流動除債額	流動資産	流動資産額	解資金不足額	資金不足額	事業規模	資金不足比率(%)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑥/⑦×100
7,218,222	5,725,093	3,373,652	560,500	0	△ 1,320,023	4,528,408	— (△29.1)

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙 における選挙運動用自動車の使用の公営 に関する条例等の一部改正

1 改正理由

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の公営に要する経費に係る限度額について、『公職選挙法施行令』の改正に準じて引き上げるため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 『寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例』の一部改正（第1条）

ア 公費の支払（第4条関係）

「一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約」以外の契約である場合における自動車の借入れ契約及び燃料の供給契約に係る公費負担の限度額を引き上げる。

○ 自動車の借入れ契約に係る公費負担の限度額

16,100円（現行=15,800円）×使用された日数（最大7日）

○ 燃料の供給契約に係る公費負担の限度額

7,700円（現行=7,560円）×立候補届出日から選挙期日前日までの日数（7日）

(2) 『寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例』の一部改正（第2条）

ア 公費の支払（第4条関係）

選挙運動用ポスター作成契約に係る公費負担の限度額を引き上げる。

○ 選挙運動用ポスター作成契約に係る公費負担の限度額

① 単価の限度×② 枚数の限度

① 単価の限度
$$\frac{(541円31銭 \times ポスター掲示場数) + 316,250円}{ポスター掲示場数}$$

（現行）
$$\frac{(525円06銭 \times ポスター掲示場数) + 310,500円}{ポスター掲示場数}$$

② 枚数の限度 「ポスター掲示場数」枚

（令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙時=339）

(3) 『寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例』の一部改正（第3条）

ア 公費の支払等（第4条及び第5条関係）

選挙運動用ビラ作成契約に係る公費負担の限度額等を引き上げる。

○ 選挙運動用ビラ作成契約に係る公費負担の限度額等

① 単価の限度×② 枚数の限度

① 単価の限度 7円73銭（現行=7円51銭）

② 枚数の限度 市議会議員 4,000枚・市長 16,000枚

(4) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 経過措置

(1)から(3)までによる改正後の条例の規定は、施行期日以後その期日を告示される寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選舉における選舉運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選舉における選舉運動用自動車の使用の公営に関する条例〔第1条関係〕

改 正 案	現 行
(公費の支払) 第4条 寝屋川市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選舉運動用自動車の借り入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合 当該選舉運動用自動車(同一の日ににおいて自動車借り入れ契約により2台以上の選舉運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選舉運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選舉運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該	(公費の支払) 第4条 寝屋川市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選舉運動用自動車の借り入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合 当該選舉運動用自動車(同一の日ににおいて自動車借り入れ契約により2台以上の選舉運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選舉運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選舉運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該

改 正 案	現 行
金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、 <u>16,100円</u> の合計金額	金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、 <u>15,800円</u> の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の場合には、同項に規定する事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ（略）

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の場合には、同項に規定する事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ（略）

2 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例〔第2条 関係〕

改 正 案	現 行
(公費の支払)	(公費の支払)

第4条 寝屋川市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契

第4条 寝屋川市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契

改正案	現行
約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>541円31銭</u> に当該ポスター掲示場の乗じて得た金額に <u>316,250円</u> を加えた金額）に当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるとこころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>525円6銭</u> に当該ポスター掲示場の乗じて得た金額に <u>310,500円</u> を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるとこころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

3 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例〔第3条関係〕

改正案	現行
(公費の支払)	(公費の支払)

第4条 寝屋川市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビルの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合は、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙の

改 正 案	現 行
<p>区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるとこころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てる。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成をする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるとこころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てる。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙に適用し、施行日の前日までにその期日を告示された寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙については、なお従前の例による。

寝屋川市職員の定年等に関する条例等の 一部改正等

1 改正理由

『地方公務員法』の改正により、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入することとされたこと等を踏まえ、これらの制度を整備し、併せて給与・退職手当の取扱いにつき必要な措置を講ずる等のため、一部改正等を行う。

【備考】

定年の引上げ

職員の定年を65歳に引き上げる。

(令和5年度から令和13年度までの間、段階的に引き上げる。)

管理監督職勤務上限年齢制

いわゆる“役職定年制”

定年前再任用短時間勤務職員制

職員本人の希望に基づき、60歳に達した日以後に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることする。

暫定再任用制度

現行の再任用制度を廃止した上で、定年の段階的な引上げ期間(令和5年度から令和13年度まで)において、年齢が「当該定年と65歳との間の年齢」である職員(含:令和4年度までに再任用されている職員)については、暫定的に、従前の再任用(フルタイム勤務・短時間勤務)と同様の制度を実施する。

2 主な改正内容

第1 『寝屋川市職員の定年等に関する条例』〔『定年条例』〕の一部改正 (第1条及び改正等附則第2条～第9条)

1 定年制度

(1) 定年(第3条関係及び附則第2項関係)

ア 職員の定年を年齢65年とする。

※ 「保健所において医療業務に従事する医師」の定年=現行、年齢65年

イ アの定年は、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、段階的に引き上げる。

- (ア) 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで 年齢61年
- (イ) 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで 年齢62年
- (ウ) 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで 年齢63年
- (エ) 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで 年齢64年

(2) 定年による退職の特例（第4条関係）

ア 任命権者は、職員が定年退職をすることとなる場合に、「当該職員の職務が高度の知識経験等を必要とするものである」又は「当該職員の職務に係る勤務条件に特殊性がある」などのため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、1年以内で期限を定め、当該職員を引き続き勤務させることができる。ただし、定年退職日において管理監督職〔2(1)の職〕を占めている職員については、2(4)ア又はイにより異動期間〔2※参照〕を延長した場合であって、市長の承認を得たときに限るものとする。

イ 任命権者は、アの事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、1年以内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（アただし書の職員にあっては、異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

ウ アにより職員を引き続き勤務させる場合又はイにより期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

2 管理監督職勤務上限年齢制

※ 改正後の『地方公務員法』第28条の2において、「任命権者は、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間〔＝当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間〕に、 “他の職〔＝管理監督職以外の職〕への降任”をするものとする」とされている。

(1) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職（第6条関係）

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、「① 管理職手当を支給されている職員の職（保健所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）」及び「② ①の職との権衡上必要があると認められる職として規則で定める職」とする。

(2) 管理監督職勤務上限年齢（第7条関係）

管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(3) 他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準（第8条関係）

他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準として、「『地方公務員法』第13条等に定めるもののほか、「当該職員の人事評価の結果等に基づき」及び「人事の計画その他の事情を考慮した上で」降任をすること」を定める。

(4) 管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例（第9条関係）

ア 任命権者は、(1)の管理監督職を占める職員について、「当該職員の職務が高度の知識経験等を必要とするものである」又は「当該職員の職務に係る勤務条件に特殊性がある」などのため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、1年以内で異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

イ 任命権者は、アの事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、1年以内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

ウ アのほか、任命権者は、特定管理監督職群^{*}に属する管理監督職を占める職員について、当該管理監督職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職員の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、1年以内で異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し若しくは転任することができる。

* 特定管理監督職群

= 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、欠員を容易に補充できない特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職

エ 任命権者は、「ア若しくはイにより異動期間が延長された管理監督職を占める職員についてウの事由があると認めるとき」又は「特定管理監督

職群に属する管理監督職を占める職員についてウの事由が引き続きあると認めるとき」は、市長の承認を得て、1年以内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(5) 異動期間の延長等に係る職員の同意（第10条関係）

(4)アからエまでにより異動期間を延長する場合及び(4)ウにより他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

3 定年前再任用短時間勤務制

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第12条関係）

任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（任期を定めて任用される職員等が退職する場合を除く。）をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。ただし、当該短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（常時勤務を要する職に係る定年退職日に相当する日）を経過した者であるときは、この限りでない。

※ 定年前再任用短時間勤務職員 = 3(1)により採用された職員

4 情報の提供及び勤務の意思の確認

(1) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第3項関係）

任命権者は、当分の間、職員（任期を定めて任用される職員等を除く。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等の情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 『定年条例』の一部改正に伴う経過措置

(1) 勤務延長に関する経過措置（改正等附則第2条関係）

「旧定年条例〔改正前の『定年条例』〕による、定年に達した職員の勤務延長に関する経過措置」を定める。

※ 当市では、従来、定年に達した職員の勤務延長を行った例は無い。

(2) 定年退職者等の再任用に関する経過措置

（改正等附則第3条及び第4条関係）

ア 任命権者は、施行日前に旧定年条例により定年退職した職員等のうち、年齢65年到達年度の末日〔年齢65年に達する日以後における最初の3月31日〕までの間にある者であって、常時勤務を要する職に係る旧定年条

例定年〔旧定年条例に規定する定年〕に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年以内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- イ 令和14年3月31日までの間、任命権者は、施行日以後に新定年条例〔改正後の『定年条例』〕により定年退職をした職員等のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、常時勤務を要する職に係る新定年条例定年〔新定年条例に規定する定年〕に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年以内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- ウ 任命権者は、施行日前に旧定年条例により定年退職をした職員等のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢〔常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に相当する年齢〕に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年以内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- エ 令和14年3月31日までの間、任命権者は、施行日以後に新定年条例により定年退職をした職員等のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢〔常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に相当する年齢〕に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年以内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- オ アからエまでの任期は、1年以内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、当該者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

※ 暫定再任用職員 = (2)アからエまでにより採用された職員

暫定再任用短時間勤務職員 = (2)ウ及びエにより採用された職員

(3) 定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置

定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置として、「定年引上げの基準日(令和7年4月1日・令和9年4月1日・令和11年4月1日・令和13年4月1日)の前日において当該引上げ前の“短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢”に達している者については、「新定年条例定年相当年齢が引き上げられた短時間勤務の職」に採用等することができない」ことを定める。

第2 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例』〔『給与条例』〕の一部改正
〈第2条及び改正等附則第10条～第16条〉

1 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額

(第3条の2並びに別表第1及び別表第2関係)

- (1) 給料表に、「定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額」を定める。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を『寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例』第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 特定日以後の職員の給料月額等(附則第25項～第33項関係)

- (1) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(特定日)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。(ただし、このことは、「第1の2(4)ア又はイにより異動期間を延長された管理監督職を占める職員」等には適用しない。)
- (2) 他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日〔異動日〕の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(1)により当該職員の受ける給料月額〔特定日給料月額〕が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額〔基礎給料月額〕に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(1)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給するなど、必要な規定を整備する。

3 『給与条例』の一部改正に伴う経過措置(改正等附則第10条～第16条関係)

- (1) 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を『寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例』第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額)とするなど、必要な規定を整備する。

第3 『寝屋川市職員の退職手当に関する条例』〔『退職手当条例』〕の一部改正
〈第3条及び改正等附則第17条・第18条〉

1 退職手当の基本額に係る特例(第5条の3並びに附則第9項～第17項関係)

- (1) 「定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例」の対象に係る年齢要件について、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であること」とする。〈←年齢要件を、現行の「45歳以上」と同様とする。〉
- (2) 当分の間、第4条第1項の規定は「11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの」に対する退職手当の基本額について、第5条第1項の規定は「25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの」に対する退職手当の基本額について、準用する。(ただし、このことは、保健所において医療業務に従事する医師(←改正前の定年条例で、定年を年齢65年とされている。)等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。)
- (3) 当分の間、第5条の2(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)の規定は、第2の2(1)による職員の給料月額の改定について適用する。
- (4) その他、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る当分の間の特例措置(市長の承認を受けて定年前早期退職をする場合における給料月額の割増率に関し、旧定年条例定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員についても100分の3とする(←現行では、「定年2年前」以後は100分3(「定年1年前」だけ100分の2)であるところ、定年の引上げを踏まえ、「旧定年条例定年1年前」(=59歳時)も100分の3とする。)など)を定める。

2 『退職手当条例』の一部改正に伴う経過措置(改正等附則第17条関係)

- (1) 退職手当の支給対象から、暫定再任用職員を除く。

第4 関係条例の一部改正等(第5条～第12条及び改正等附則第19条～第22条)

- 1 ① 『寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例』の一部改正
〈第5条〉
② 『寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例』の一部改正
〈第6条及び改正等附則第19条〉

③『寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例』の一部改正
　　〈第10条及び改正等附則第21条〉

④『寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例』の一部改正
　　〈第11条及び改正等附則第22条〉

- (1) 『給与条例』の改正に伴う規定の整理を行う(①)ほか、定年前再任用短時間勤務職員について、勤務時間を定める(②)とともに、公益的法人等への職員派遣に係る除外職員及び人事行政運営状況の報告の対象職員とする(③・④)。〈←当該各条例の規定中、再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員に改める。〉
- (2) 当該各条例の一部改正に伴う経過措置として、「暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員)については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして当該各条例を適用する」ことを定める。

2 『寝屋川市職員の育児休業等に関する条例』の一部改正

　　〈第7条及び改正等附則第20条〉

- (1) 「育児休業をすることができない職員」及び「育児短時間勤務をすることができない職員」として、「第1の2(4)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員」を追加する。
- (2) 「部分休業を請求することができない非常勤職員」から、定年前再任用短時間勤務職員を除く。
- (3) 当該条例の一部改正に伴う経過措置として、「暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして当該条例を適用する」ことを定める。

3 『寝屋川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例』の一部改正 〈第8条〉

- (1) 「減給の効果」に関する規定の整備を行う。

4 『寝屋川市職員の分限に関する条例』の一部改正 〈第9条〉

- (1) 「他の職への降任(第1の2参照)に伴う降給」及び「第2の2(1)による減給」については、当該条例に定める分限の手続(例:書面の交付)を適用しないこととする(←当該条例の「分限」から、これらの降給を除く。)など、所要の規定の整備を行う。

5 『寝屋川市職員の再任用に関する条例』の廃止 〈第12条〉

- (1) 『寝屋川市職員の再任用に関する条例』を廃止する。

第5 附則

1 施行期日

令和5年4月1日（一部の規定を除く。）

2 経過措置

第1から第4までの当該各条例の一部改正に伴う経過措置を定める。

[内容 = 第1の5、第2の3、第3の2、第4の1(2)・2(3)]

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等

No.1

1 寝屋川市職員の定年等に関する条例〔第1条関係〕

改 正 案	現 行
寝屋川市職員の定年等に関する条例	寝屋川市職員の定年等に関する条例
目次	
第1章 総則（第1条）	（趣旨）
第2章 定年制度（第2条－第5条）	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。
第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）	（定年）
第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）	第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、保健所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。
第5章 雜則（第13条）	（定年による退職の特例）
附則	
第1章 総則	

改 正 案	現 行
<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日ににおいて従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)（これらは規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たとき有限とのとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることがでない。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p>	<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号の一に該当するると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該職務に従事させたため引き続いで勤務させることができること。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるとときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いで勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合においては、当該職員の同意を得なければならない。</p>

改 正 案	現 行
(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあるときは、市長の承認を得て、これら <u>の期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長すること</u> ができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。	4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなかつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。
(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあるときは、市長の承認を得て、これら <u>の期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長すること</u> ができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。	4 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 5 前各項の規定を実施するために必要な手續は、規則で定める。
(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなかつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げるものとする。	4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなかつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。 5 前各項の規定を実施するために必要な手續は、規則で定める。
	(管理監督職勤務上限年齢制) 第3章 管理監督勤務上限年齢制の対象となる管理監督職

改正案	現行
<p>第六条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) <u>対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）</u>第12条に規定する管理職手当を支給される職員の職（保健所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として規則で定める職 (管理監督職勤務上限年齢)</p>	(新設)
<p>第七条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p> <p><u>(他の職への降任を行ふに当たつて遵守すべき基準)</u></p> <p>第八条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をすること。 (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、降任をすること。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p>	(新設)
<p>第九条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占め</p>	(新設)

改正案	現行
<p>める職員について、次に掲げる事由があると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続</p>	

改 正 案	現 行
<p>きあると認めるとときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができます年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間</p>	

改 正 案	現 行
<p>内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長されたを占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるとときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</p>	<p>（新設）</p> <p>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</p> <p>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</p> <p>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> (定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p><u>第12条</u> 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、 短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができます。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p><u>第5章 雜則</u> (委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。<u>_____</u> 6条の規定は、公布の日から施行する。</p>

改正案	現行
(削る)	<p>(経過措置)</p> <p>2 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(以下「単純労務職員」という。)の定年は、第3条の規定にかかわらず、昭和63年度までに限り年齢63年とする。ただし、昭和63年度までに、年齢60年以上年齢63年未満である者が、同年度までの3月31日に退職する場合においては、当該日現在の年齢を定年とする。なお、昭和63年度末において、年齢60年以上年齢63年未満である単純労務職員については、昭和65年3月31日現在の年齢を定年とする。</p> <p>3 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。)附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>2 合和5年4月1日から令和13年3月31までの間ににおける職員(寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年寝屋川市条例第号。次項において「令和4年定年条例等改正等条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。)に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄</p>
	<p>(新設)</p> <p>職員(寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年寝屋川市条例第号。次項において「令和4年定年条例等改正等条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。)に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄</p>

改正案	現行								
<p>に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 命名権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他）の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年定期年条例等改正等条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書きに規定する職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行なかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達す

改 正 案	現 行
る日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例〔第2条関係〕

改 正 案	現 行
(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額) <u>第3条の2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例(平成7年寝屋川市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	(再任用職員の給料月額) <u>第3条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、給料表再任用職員の項目に規定する給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(以下次項において「再任用職員給料月額」という。)とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、再任用職員給料月額に、寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例(平成7年寝屋川市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)
第3条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)
第3条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する。

改 正 案	現 行
る育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3条第1項、第2項及び第4項_____、第7条、第8条並びに第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	る育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3条第1項、第2項及び第4項、 <u>前条第1項</u> 、第7条、第8条並びに第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
(通勤手当)	(通勤手当)
第14条の4 (略)	第14条の4 (略)
2 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員の通勤手当については、次の各号に掲げるとところによる。	2 再任用短時間勤務職員_____及び育児短時間勤務職員等のうち1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員の通勤手当については、次の各号に掲げるとところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日ににおける正規の勤務時間とを合計した時間が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の	2 再任用短時間勤務職員_____及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日ににおける正規の勤務時間とを合計した時間が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の

改 正 案	現 行
<p>区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるいは、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する時間外勤務手当のほか、勤務時間条例第5条の規定に基づき週休日の振替又は半日勤務時間が割り変更が行われた職員で、同条の規定により勤務時間が割り振られた日の属する週の1週間の正規の勤務時間が、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項、第4条又は第4条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「振替等前の正規の勤務時間」という。)を超えることとなるものには、振替等前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が変更される前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振りが変更される前の勤務時間とを合計した時間が38時間45分に達するまでの間の勤務については、時間外勤務手当は支給しない。</p>	<p>区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるいは、「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する時間外勤務手当のほか、勤務時間条例第5条の規定に基づき週休日の振替又は半日勤務時間が割り変更が行われた職員で、同条の規定により勤務時間が割り振られた日の属する週の1週間の正規の勤務時間が、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項、第4条又は第4条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「振替等前の正規の勤務時間」という。)を超えることとなるものには、振替等前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員 及び育児短時間勤務職員等が変更される前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振りが変更される前の勤務時間とを合計した時間が38時間45分に達するまでの間の勤務については、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>4 ~ 6 (略) (期末手当) 第22条 (略) 2 (略)</p>

改正案	現行
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4～7 (略) (勤勉手当)	3 再任用職員 については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4～7 (略) (勤勉手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	(1) <u>再任用職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) <u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
3～6 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	3～6 (略) (再任用職員についての適用除外) 第25条の2 第5条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第14条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

改正案	現行
附則	附則
1～24 (略)	1～24 (略)
25 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項及び第32項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級及び職員の号給の決定に関する各本条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合には、当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u>	(新設) <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> (1) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 (2) 寝屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年寝屋川市条例第 号）第1条の規定による改正前の寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員 (3) 寝屋川市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長

改 正 案	現 行
<p>された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員</p> <p>(4) 复屋川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受けける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以降、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第4項の規</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受けける給料月額」とする。	
29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受けける給料月額のほか、規則で定めることにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。	(新設)
30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受けける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。	(新設)
31 附則第27項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第27項、第29項又は第30項の規定による給料の額との合計額」とする。	(新設)
32 特定期日以後における育児短時間勤務職員等の給料月額に関する第3条の3の規定の適用については、同条中「これらの規定」とあるのは、「これらの規定及び附則第25項」とする。	(新設)
33 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項	(新設)

改 正 案		現 行																																																								
の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他の附則第25項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、規則で定める。																																																										
別表第1 (第3条、第3条の2関係)		別表第1 (第3条、第3条の2関係)																																																								
行政職給料表		行政職給料表																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～125</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>215,200</td> <td>215,200</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	1級	2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	1～125	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		187,700	215,200	215,200	215,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～125</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>215,200</td> <td>215,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> <td>8級</td> </tr> <tr> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	1級	2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	1～125	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員	187,700	215,200	215,200	215,200		5級	6級	7級	8級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職務の級	1級	2級	3級	4級																																																						
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																						
1～125	(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額																																																						
	187,700	215,200	215,200	215,200																																																						
職務の級	1級	2級	3級	4級																																																						
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																						
1～125	(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
再任用職員	187,700	215,200	215,200	215,200																																																						
	5級	6級	7級	8級																																																						
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> <tr> <th>基準給料月額</th> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	6級	7級	8級	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	(略)	(略)	(略)	(略)	255,200	274,600	289,700	315,100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> <tr> <th>基準給料月額</th> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> <td>基準給料月額</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	6級	7級	8級	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	255,200	274,600	289,700	315,100																											
給料月額	6級	7級	8級																																																							
基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
255,200	274,600	289,700	315,100																																																							
給料月額	6級	7級	8級																																																							
基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額																																																							
255,200	274,600	289,700	315,100																																																							
備考 (略)		備考 (略)																																																								
別表第2 (第3条、第3条の2関係)		別表第2 (第3条、第3条の2関係)																																																								

改正案		現行			
医療職給料表					
職務の級 号給	医療職給料表				
	1級	2級	3級		
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
1～97	(略)	(略)	(略)		
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		
	296,200	338,600	393,000		
備考	(略)		466,000		

改正案		現行	
(退職手当の支給)			
第2条 この条例による退職手当は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の適用を受ける職員（法第22条の4第1項	第2条 この条例による退職手当は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	第2条 この条例による退職手当は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

改 正 案	現 行
<p>第5条の3 第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄各号(第1号を除く。)に規定する者のうち、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤上の傷病による休職を除く。)、法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第5項において「休職月等」という。)を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額と</p>	<p>第5条の3 第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄各号(第1号を除く。)に規定する者のうち、その年齢が退職の日の属する年度の末日ににおいて45歳以上59歳以下であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤上の傷病による休職を除く。)、法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額と</p>

改正案	現行
<p>する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他のこれに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めることにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの</p>

改 正 案	現 行
項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。	5～10 (略)
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものほ か、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける ことができる者で次の各号の規定に該当するものに対して は、それ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇 用保険法による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、 就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従 い支給する。 (1)～(4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特 定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹 介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法 の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公 共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する 者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものほ か、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける ことができる者で次の各号の規定に該当するものに対して は、それ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇 用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、 就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従 い支給する。 (1)～(4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特 定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹 介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法 の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公 共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する 者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
12～17 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し	12～17 (略) (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し

改正案	現行
<p>止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p>

改 正 案	現 行
(3) (略) 6～10 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	(3) (略) 6～10 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者がが刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り法第29条第3項の規定による懲戒免職处分(以下「定年前再任用職員に対する免職处分」という。)を受けたとき。	第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しなとする処分を行なうことができる。 (1) 当該退職をした者がが刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り法第29条第3項の規定による懲戒免職处分(以下「定年前再任用職員に対する免職处分」という。)を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用職員に対する免職处分」という。)を受けるとき。

改正案	任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納)	<p>員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合においては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>第15条 退職をした者に当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合においては、これららの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員にに対する免職処分を受けたとき。</p>
-----	---	-----------------------------	---

改 正 案	(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	2～6 （略） (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき	現 行 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき
-------	---	--	--

改正案	現行
<p>行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6か月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関する場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者が当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6か月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関する場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者が当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	

改 正 案	現 行
<p>したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職に係る受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者である場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後ににおいて第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に当該退職に係る一般の退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時</p>	<p>したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職に係る受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者である場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後ににおいて第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行いうことがができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に当該退職に係る一般の退職手当の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員</p>

改 正 案	現 行
間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に因り <u>短時間勤務職員</u> に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に因り <u>再任用職員</u> に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
6～8 (略)	6～8 (略)
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 寝屋川市規程第40号寝屋川市職員退職手当支給規程は、この条例公布の日より之を廃止する。	2 寝屋川市規程第40号寝屋川市職員退職手当支給規程は、昭和28年7月31日以前の退職手当については、なお、従前の例による。
3 昭和28年7月31日以前の退職による退職手当については、なお、従前の例による。	3 昭和28年7月31日以前の退職による退職手当については、なお、従前の例による。
4 昭和28年7月31日現在に在職する職員の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、なお従前の例による。	4 昭和28年7月31日現在に在職する職員で同年8月1日以後引続いて職員となつた者で、職員以外の地方公務員等としての勤続期間は、前項の規定に拘わらず、その者の勤続期間として通算するものとする。
5 昭和28年7月31日現在に在職する職員で同年8月1日以後引続いて職員となつた者で、職員以外の地方公務員等としての勤続期間は、前項の規定に拘わらず、その者の勤続期間として通算するものとする。	5 削除 (削る)
6 削除 (削る)	6 削除 (削る)

改 正 案	現 行
2 (略) 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び <u>附則第9項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u> この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに <u>附則第3項</u> 」とする。	7 (略)。 8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに <u>附則第8項</u> 」とする。
9 削除 (削る)	9 削除 (削る)
10 昭和60年度から昭和64年度までに限り、定年条例附則第2項の規定により定年年齢の特例を受ける職員については、定年条例第3条に規定する年齢に達した日の属する年度の末の翌月から退職した日の属する月までの在職期間(定年条例第4条の規定により引き続き在職した期間を除く。以下この項において同じ。)は、その2分の1を勤続期間に算入する。ただし、当該職員で地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第74条第1号及び第3号に規定する年金の受給資格を得られないものについては、受給資格を有することとなる日の属する月までの在職期間は、職員としての勤続期間に算入する。	
11 昭和46年4月1日以後に第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として <u>附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>	11 昭和46年4月1日以後に第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として <u>附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>
12 平成3年4月1日以後に第3条第1項の規定に該当する退	12 平成3年4月1日以後に第3条第1項の規定に該当する退

改正案	現行
職をし、かつ、その者の勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項、第5条の2又は附則第12項の規定により計算した額に附則第3項に定める割合を乗じて得た額とする。 (削る) (削る)	職をし、かつ、その者の勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第5条の2の規定により計算した額に附則第8項に定める割合を乗じて得た額とする。
13 削除	14 平成14年3月31日において、年齢が45歳以上55歳以下の職員であつて、同日に退職する者のうち、市長が定める手続に従い、かつ、任命権者の退職の承認を得たものに限り、その者に対するこの条例の規定による退職手当の計算に係る給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
15 (略)	(1) 退職の日において年齢45歳以上49歳以下の者 退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の30を乗じて得た額の合計額 (2) 退職の日において年齢50歳以上55歳以下の者 前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき、100分の3を乗じて得た額の合計額
16 (略)	17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

改 正 案	現 行	「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」
		<p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。</p> <p>9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違に</p>

改 正 案	現 行
<p>よることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「<u>又は第5条</u>」とあるのは、「<u>、第5条又は附則第9項</u>」とする。</p>	<p>10 当分の間、<u>第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「<u>又は第5条</u>」とあるのは、「<u>、第5条又は附則第10項</u>」とする。</u></p> <p>11 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p> <p>(1) 富屋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年富屋川市条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員</p> <p>(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員</p>
	<p>12 当分の間、<u>第5条の2の規定は、富屋川市一般職の職員の給与に関する条例附則第25項の規定による職員の給料月額の改定について適用する。</u></p>
	<p>13 当分の間、<u>第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1</u></p>

改正案	現行
<p>項の表の左欄第3号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年と退職の日の属する年度」とあるのは、「定年（附則第11項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日の属する年度」とする。</p> <p>14 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄第3号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。</p>	

改正案		現行
附則第11項各号に掲げる職員以外の職員	60歳	
附則第11項第1号に掲げる職員	65歳	
附則第11項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢	
15 当分の間、第4条第1項の表の左欄第2号及び第5条第1項の表の左欄（第1号を除く。）に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められている者の者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(新設)	
16 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる職員の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日ににおけるその者	(新設)	

改 正 案	現 行
<p>の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められている者の者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p>17 当分の間、第5条第1項の表の左欄第2号、第4号及び第5号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められたるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	(新設)

4 寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例〔第4条関係〕

附 則	現 行
1 (略) (経過措置)	1 附 則 (略) (経過措置)
2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以	2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以

改 正 案	現 行
<p>後に退職することによりこの条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現在に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、<u>寝屋川市職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第3項から第5項まで</u>の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これら</p> <p>後に退職することによりこの条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現在に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職をしたものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、<u>新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これら</u></p>	

改 正 案	現 行
きこれらの規定による退職手当の額とする。 3～7 (略)	きこれらの規定による退職手当の額とする。 3～7 (略)

5 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例〔第5条関係〕

改 正 案	現 行
(任期付常勤・短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外等) 第12条 (略)	(任期付常勤・短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外等) 第12条 (略)

2 任期付常勤・短時間勤務職員に対する給与条例第14条の4 第2項、第16条第2項及び第3項ただし書の規定の適用については、給与条例第14条の4第2項並びに第16条第2項及び第3項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

6 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例〔第6条関係〕

改 正 案	現 行
(1週間の勤務時間) 第2条 (略)	(1週間の勤務時間) 第2条 (略)

2 (略)

3 寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用され

改正案	現行
前再任用短時間勤務職員	<p>た職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3・4（略）</p>
	<p>た職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

改 正 案	現 行
第4条 (略)	第4条 (略)
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるとこどりにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるとこどりにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるとこどりにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるとこどりにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>

7 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 [第7条関係]

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
(1) (略)	(1) (略)

改正案	現行
(2) 寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員 (4) (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)	(2) 寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (新設) (3) (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 定年条例 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員 (部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員 間勤務職員（定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。次条第1項において同じ。）を除く。)

改 正 案	現 行
(部分休業の承認) 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)	(部分休業の承認) 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員_____にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)

8 寝屋川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例〔第8条関係〕

改 正 案	現 行
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

9 寝屋川市職員の分限に関する条例〔第9条関係〕

改 正 案	現 行
(目的)	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限（法第28条の2第1項に規定する他の職への降任に伴う降給を除く。）について必要な事項を定めることを目的とする。 (分限の手続)
第2条 (略)	2 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならぬ。ただし、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をする場合においては、当該書面の交付に代わる適当な方法をもつてこれに代ええることができる。
3 (略) 附 則	1 この条例は、公布の日から施行する 2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「降給」とあるのは、「降給及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）附則第25項の規定による降給」とする。
	この条例は、公布の日から施行する (新設)

10 寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例〔第10条関係〕

改正案	現行
<p>(職員派遣に係る除外職員)</p> <p>第4条 法第2条第1項に規定する職員の派遣に係る条例で定める除外職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用された職員(定年前再任用短時間勤務職員(寝屋川市職員の定年等に関する条例(昭和59年寝屋川市条例第18号)第12条の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員)を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 勤務延長職員(寝屋川市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定によりその期限を延長することとされている職員をいう。)</p> <p>(5) 次に掲げる職員</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項各号のいづれかに掲げる事由に該当して休職にされている職員</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(職員派遣に係る除外職員)</p> <p>第4条 法第2条第1項に規定する職員の派遣に係る条例で定める除外職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員)を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 勤務延長職員(寝屋川市条例第18号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定によりその期限を延長することとされている職員をいう。)</p> <p>(5) 次に掲げる職員</p> <p>ア 地方公務員法 第28条第2項各号のいづれかに掲げる事由に該当して休職にされている職員</p> <p>イ・ウ (略)</p>

11 寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例〔第11条関係〕

改正案	現行
(任命権者の報告) 第2条 (略)	(任命権者の報告) 第2条 (略)
2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2 第1項第2号に掲げる職員及び寝屋川市職員の定年等に関する条例（昭和59年寝屋川市条例第18号）第12条の規定により採用された職員を除く。）を除く。）に係る次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(10) (略)	2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2 第1項第2号に掲げる職員及び第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(10) (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第3条中寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定及び附則第17項の改正規定並びに附則第9条及び第18条の規定

18日 公布の日

(2) 第3条中寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日
(寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)
第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の寝屋川市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の寝屋川市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるとときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第4条第2項及び第7条に附則第4条第2項並びに次条第3条に規定する定年（基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置される職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。）

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。
(寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項及び次条第1項並びに附則第6条第2項において同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができます。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次条第1項若

しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるものの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができます。

- (1) 施行日以降に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以降に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以降に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるものの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができます。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかるらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職がが施行日の前日に設置されたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めたものとしたと

きにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超える範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができます。

2 令和14年3月31までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかると、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務を要する職で同じ)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該とした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができます。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているもののとしたときににおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間ににおける各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日ににおける新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の他の職の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定めることは、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができます、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務の職にあっては、規則で定めることを、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができる。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。
 (寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第25項から第33項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 暫定再任用職員（短時間勤務の職員を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第12条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第2項並びに第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項及び第23条第2項第2号の規定を適用する。

第15条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第5条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第16条 前6条に定めるもの（ほか、暫定再任用職員に限り必要な事項は、規則で定める。
(寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（次条において「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員」とあるのは、「、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ず

るものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(対応川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の対応川市職員の勤務時間等に関する条例の規定を適用する。

(対応川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の対応川市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(対応川市公的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の対応川市公的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(対応川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 暫定再任用短時間勤務職員は、対応川市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員とみなして、第11条の規定による改正後の対応川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

『地方公務員の育児休業等に関する法律』〔『育児休業法』〕の改正により、育児休業の取得回数の制限が緩和される*ことを踏まえ、職員の育児休業等に関する条例で定める事項について所要の整備を行うため、一部改正を行う。

* 『育児休業法』の改正による育児休業の取得回数の制限の緩和

- ① 育児休業を原則2回まで取得可能とする。〈現行=1回〉
(←夫婦交替での育児休業の取得や男性職員の育児休業の取得をしやすくする。)
- ② ①に加え、子の出生後8週間以内に、育児休業を2回まで取得可能とする。〈現行=1回〉

2 主な改正内容

(1) 育児休業をすることができない職員 (第2条関係)

「育児休業をすることができない職員とする非常勤職員」から除外する非常勤職員について、規定の整備を行う。

ア 子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件を緩和する。(「当該期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日(現行=子の1歳6か月到達日)までに、任期が満了すること等が明らかでない非常勤職員」を除外する。)

イ 「子の1歳到達日に育児休業をしている非常勤職員であって、育児休業の対象期間を子の1歳6か月到達日までとする要件(改正後の第2条の3第3号に掲げる場合)に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」を除外する。(←当該育児休業をしようとする場合には、現行と同様、改めて育児休業の取得要件を問わない取扱いとするよう整備する。(2)アの改正に伴う整備))

(2) 『育児休業法』第2条第1項の条例で定める日 (第2条の3関係)

非常勤職員の育児休業の対象期間を子の1歳6か月到達日までとする要件について、規定の整備を行う。〔子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化する。〕

ア 子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中での夫婦交替での取得を可能とする。(「非常勤職員が、子の1歳到達日の翌日を、育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」について、「当該非常勤職員の配偶者が、子の1歳到達日の翌日以降、地方等育児休業〔『育児休業法』その他の法律の規定による育児休業〕をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を、育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を追加する。)

イ 非常勤職員に係る子の1歳以降の育児休業について、取得回数を1回までとする。(「非常勤職員が、子の1歳到達日後の期間において、他の要件(第2条の3第3号ア・イ・ウに掲げる場合)に該当して育児休業をしたことがない場合」を追加する。)

(3) 『育児休業法』第2条第1項の条例で定める場合(第2条の4関係)

非常勤職員の育児休業の対象期間を子が2歳に達する日までとする要件について、(2)と同様に、規定の整備を行う。(ア「非常勤職員が、子の1歳6か月到達日の翌日を、育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」について、「当該非常勤職員の配偶者が地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を、育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を追加するとともに、イ「非常勤職員が、子の1歳6か月到達日後の期間において、他の要件(第2条の4の規定)に該当して育児休業をしたことがない場合」を追加する。)

(4) 『育児休業法』第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情

(第3条関係)

再度の育児休業の取得に係る「特別の事情」について、規定の整備を行う。

ア 再度の育児休業を取得することができる「特別の事情」から、「育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により申し出たこと」を削除する。(←『育児休業法』の改正により、「特別の事情」にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになる。)

※ なお、この計画書により申し出た場合の再度の育児短時間勤務を取得する仕組みは存置する。

イ 再度の育児休業を取得することができる「特別の事情」に関して、任期付職員などの、非常勤職員以外の任期を定めて採用された職員についても、非常勤職員と同様の取扱いとする。

(5) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情（第11条関係）

ア 育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改める。⟨(4)ア※参照⟩

(6) 附則

ア 施行期日 令和4年10月1日

イ 経過措置

施行期日前に育児休業等計画書が提出されていた場合における経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をことができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(i) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ii) (略)</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(i) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(i) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ii) (略)</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当</p>

改 正 案	現 行
<p>条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(ア) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(削る)</p>	<p>該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>立 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改 正 案	現 行
(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいづれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「 <u>地方等育児休業</u> 」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該 <u>地方等育児休業</u> の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が寝屋川市職員休暇規則（昭和43年寝屋川市規則第30号）第4条第1項第5号の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）	(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいづれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「 <u>国等育児休業</u> 」といふ。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該 <u>国等育児休業</u> の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が寝屋川市職員休暇規則（昭和43年寝屋川市規則第30号）第4条第1項第5号の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいづれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するとときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当す
(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいづれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「 <u>地方等育児休業</u> 」といふ。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該 <u>地方等育児休業</u> の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が寝屋川市職員休暇規則（昭和43年寝屋川市規則第30号）第4条第1項第5号の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）	(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいづれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「 <u>国等育児休業</u> 」といふ。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該 <u>国等育児休業</u> の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が寝屋川市職員休暇規則（昭和43年寝屋川市規則第30号）第4条第1項第5号の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいづれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するとときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当す

改 正 案	現 行
る場合) 当該子の1歳6か月到達日	当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該国等育児休業の期間の末日とは異なるときは、そのいずれかの日) の翌日 (当該子の1歳到達日の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合に該当する場合に該当する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日と当該子の1歳到達日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合は当該配偶者の当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする国等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において国等育児休業をしている場合
イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしようとする場合に該当する場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をする場合	イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をする場合	

改 正 案	現 行
<p>ことが継続的な勤務のために必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>工 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことががない場合</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条例の規定に該当してその任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条例の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月</p>
	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条例の規定に該当してその任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において国等育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業を</p>

改 正 案	現 行
<u>到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u>	<u>することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>
(3) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>	<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u>
(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u>	<u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> <u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</u>

改正案	現行
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。(削る)</p>	<p>(6)・(7) (略) (新設)</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p>
<p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)</p>

改 �正 案	現 行
<p>の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) (略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第3条第5号の規定に該当していた職員の育児休業については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の日前に提出された改正前の条例第11条第6号の規定による育児休業等計画書は、この条例による改正後の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定による育児短時間勤務計画書とみなして同号の規定を適用する。</p>	

寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

1 改正理由

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第47条の5第1項の規定に基づき、当市の各中学校区において、当該校区内の中学校及び小学校（寝屋川市立の中学校及び小学校）について一の「学校運営協議会」を設置するに当たり、その委員の報酬について定めるため、一部改正を行う。

【備考】

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合〔＝例：小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合など〕には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校(略)の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- (3) 社会教育法(略)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他当該教育委員会が必要と認める者

3～9 (略)

10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

2 改正内容

(1) 報酬（第2条関係）

「学校運営協議会」委員の報酬の額は、年額10,000円とする。

(2) 附則

施行期日 令和5年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

復屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

改 正 案		現 行	No.1
(報酬)	(報酬)	(報酬)	
第2条 委員等には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる報酬を支給する。	第2条 委員等には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる報酬を支給する。	第2条 委員等には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる報酬を支給する。	
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
(6) 学校運営協議会委員 年額 10,000円	(新設)	(新設)	
(7)～(9) (略)	(16)～(18) (略)	(16)～(18) (略)	
2～4 (略)	2～4 (略)	2～4 (略)	
附 則	この条例は、令和5年4月1日から施行する。	この条例は、令和5年4月1日から施行する。	

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』の改正により、「長期優良住宅維持保全計画の認定制度」が創設される*ことに伴い、当該認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、一部改正を行う。

* 「長期優良住宅維持保全計画の認定制度」(建築行為を伴わない既存住宅の認定制度)の創設(令和4年10月~)

〔現行〕

建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を伴わない限り認定を受けることができない。

〔改正後〕

優良な既存住宅について、増改築行為が無くても、維持保全計画のみで認定する仕組みが創設された。

2 主な改正内容

(1) 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』に基づく事務に係る手数料の徴収(第12条関係)

「新築基準が適用される既存の住宅(=建築行為を伴わない既存の住宅)」についての「長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査」及び「認定を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査」に係る手数料を定める。

(2) 附則

施行期日 令和4年10月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改 正 案	現 行
<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請又は申出をする者から徴収する。</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律<u>第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査</u> 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p style="text-align: right;">【別紙1 改正案】(92ページ～94ページ)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p style="text-align: right;">【別紙2 改正案】(98ページ～100ページ)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律<u>第5条第1項から第7項までの認定、同法第8条第1項の変更の認定、同法第9条第1項若しくは第3項の規定による同法第8条第1項の変更の認定又は同法第10条の承認に関する証明書の交付</u> 1通につき 980 円</p>	<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請又は申出をする者から徴収する。</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律<u>第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査</u> 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p style="text-align: right;">【別紙1 現行】(95ページ～97ページ)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p style="text-align: right;">【別紙2 現行】(101ページ～103ページ)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律<u>第5条第1項から第5項までの認定、同法第8条第1項の変更の認定、同法第9条第1項若しくは第3項の規定による同法第8条第1項の変更の認定又は同法第10条の承認に関する証明書の交付</u> 1通につき 980 円</p>

改正案	現行
(10) (略)	(10) (略)

附 則
この条例は、令和4年10月1日から施行する。

【別紙1 改正案】

区分		金額	
認定の申請	床面積の合計		
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅（既存の住宅を除く。以下この条において同じ。）	13,000円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	17,400円
2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	29,600円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	49,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	77,000円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	136,400円
	5,000平方メートルを超え、10,000	新築基準が適用される住宅	163,400円

	平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	228,000円
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	279,700円 387,200円
3 その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	73,600円 108,700円
4 その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	130,000円 192,700円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	207,000円 307,300円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	408,100円 606,300円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	730,000円 1,085,000円

5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000円
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	1,865,500円
10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700円
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	3,453,000円

備考 (略)

【別紙1 現行】

区分			金額
認定の申請	床面積の合計	住宅	
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅_____	13,000円
		増改築基準が適用される住宅_____	17,400円
2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等(併用住宅を除く。以下この条において同じ。)に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
		増改築基準が適用される住宅_____	29,600円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
		増改築基準が適用される住宅_____	49,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
		増改築基準が適用される住宅_____	77,000円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
		増改築基準が適用される住宅_____	136,400円
	5,000平方メートルを超え、10,000	新築基準が適用される住宅	163,400円

	平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅_____	228,000円
	10,000平方メートルを超えるものの	新築基準が適用される住宅_____	279,700円
		増改築基準が適用される住宅_____	387,200円
3 その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅_____	73,600円
4 その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅_____	108,700円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅_____	130,000円
		増改築基準が適用される住宅_____	192,700円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅_____	207,000円
		増改築基準が適用される住宅_____	307,300円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅_____	408,100円
		増改築基準が適用される住宅_____	606,300円
		新築基準が適用される住宅_____	730,000円
		増改築基準が適用される住宅_____	1,085,000円

	5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅 _____	1,255,000円
		増改築基準が適用される住宅 _____	1,865,500円
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅 _____	2,323,700円
		増改築基準が適用される住宅 _____	3,453,000円

備考 (略)

【別紙2 改正案】

区分			金額
変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	1,900円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	2,700円
2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	5,600円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	6,500円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	9,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	14,300円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	26,300円

	5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	29,800円	
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	44,800円	
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円	
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	74,100円	
3 その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	12,700円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	18,900円	
4 その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円	ア 変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合 この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	35,100円	
	500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	56,600円	

1,000平方メートルを超える、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	110,900円	
3,000平方メートルを超える、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	201,800円	
5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	350,800円	
10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	647,500円	

備考 (略)

【別紙2 現行】

区分			金額
変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	1,900円
		増改築基準が適用される住宅 _____	2,700円
2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円
		増改築基準が適用される住宅 _____	5,600円
		新築基準が適用される住宅	6,500円
		増改築基準が適用される住宅 _____	9,900円
	1,000平方メートルを超える、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円
		増改築基準が適用される住宅 _____	14,300円
		新築基準が適用される住宅	17,500円
		増改築基準が適用される住宅 _____	26,300円

5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	29,800円	
	増改築基準が適用される住宅	44,800円	
10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円	
	増改築基準が適用される住宅	74,100円	
3 その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,700円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 <u>第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円</u>
	増改築基準が適用される住宅	18,900円	
4 他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円
		増改築基準が適用される住宅	35,100円
	500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円
		増改築基準が適用される住宅	56,600円

1,000平方メートルを超える、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
	増改築基準が適用される住宅 _____	110,900円	
3,000平方メートルを超える、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円	
	増改築基準が適用される住宅 _____	201,800円	
5,000平方メートルを超える、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円	
	増改築基準が適用される住宅 _____	350,800円	
10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
	増改築基準が適用される住宅 _____	647,500円	

備考 (略)

(議案第 57 号関係)

寝屋川市立斎場条例の一部改正

1 改正理由

斎場の使用(「市外」の場合)に係る使用料を改定するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 使用料(別表関係)

斎場の使用(「市外」の場合)に係る使用料を次のとおり改定する。

		単位	改 正 案		現 行	
区 分			市 内	市 外	市 内	市 外
火葬炉	大人	1 体	20,000	120,000	20,000	100,000
	子供	1 体	12,000	72,000	12,000	60,000
	死産児	拾骨を行ふ場合	1 胎	6,000	36,000	6,000
		拾骨を行わない場合	1 胎	3,000	18,000	3,000
	改葬に係る死体又は遺骨		1 体	10,000	60,000	10,000
	人体の一部		1 個	1,000	6,000	1,000
	動物の死体		1 個	3,000	24,000	3,000
靈安室			1時間1体	200	1,200	200
1,000						

(備考)

- ① 「市内」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 死亡者が、死亡の当時、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されていた者である場合
 - イ 斎場の使用の許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、火葬又は改葬の許可を受けた者である場合
 - ウ 死産児にあっては、当該死産児の父又は母が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
 - エ 動物の死体にあっては、当該動物の飼い主が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- ② 「大人」とは12歳以上の者をいい、「子供」とは12歳未満の者をいい、「死産児」とは妊娠4か月以上の死胎をいう。

(2) 附則

ア 施行期日 令和4年12月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における斎場の使用に係る使用料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立斎場条例

改正案

別表(第6条関係)

(単位 円)

区分		単位	使用料
		市内	市外
火葬炉	大人	1体	20,000 <u>120,000</u>
	子供	1体	12,000 <u>72,000</u>
死産児	拾骨を行 う場合	1胎	6,000 <u>36,000</u>
	拾骨を行 わない場 合	1胎	3,000 <u>18,000</u>
改葬に係る死体	1体	10,000 <u>60,000</u>	
又は遺骨			
人体の一部	1個	1,000 <u>6,000</u>	
動物の死体	1個	3,000 <u>24,000</u>	
靈安室	1時間	200 <u>1,200</u>	

(備考)

1～5 (略)

附 則
(施行期日)

No.1

現行

別表(第6条関係)

(単位 円)

区分		単位	使用料
		市内	市外
火葬炉	大人	1体	20,000 <u>100,000</u>
	子供	1体	12,000 <u>60,000</u>
死産児	拾骨を行 う場合	1胎	6,000 <u>30,000</u>
	拾骨を行 わない場 合	1胎	3,000 <u>15,000</u>
改葬に係る死体	1体	10,000 <u>50,000</u>	
又は遺骨			
人体の一部	1個	1,000 <u>5,000</u>	
動物の死体	1個	3,000 <u>24,000</u>	
靈安室	1時間	200 <u>1,000</u>	

(備考)

1～5 (略)

改正案	現行
1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。 (経過措置)	
2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例別表の規定 は、この条例の施行の日以後における斎場の使用について適 用する。	

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

1 改正理由

『動物の愛護及び管理に関する法律』の改正により、犬又は猫についてのマイクロチップの装着及び環境大臣の登録並びに犬の登録があった場合における『狂犬病予防法』の登録手続の特例に関し定められた*ことに伴い、『狂犬病予防法』に関する事務の手数料について所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

* 『動物の愛護及び管理に関する法律』の改正

① 犬又は猫へのマイクロチップの装着

犬又は猫へのマイクロチップの装着に関し、「犬猫等販売業者の義務」及び「一般飼い主等の努力義務」について定められた。

② 犬又は猫の登録

①によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた。

③ 『狂犬病予防法』の登録手続の特例

犬の所有者が②の登録を受けた場合において、市町村長の求めがあるときは、環境大臣は、当該市町村長に所定の事項を通知しなければならないことされ、また、市町村長がその通知を受けた場合には、当該犬の所有者から『狂犬病予防法』の規定による犬の登録の申請があったものとみなす（当該犬に装着されているマイクロチップは、鑑札とみなす）こととされた。

2 改正内容

(1) 『狂犬病予防法』に関する事務に係る手数料（別表第11関係）

『動物の愛護及び管理に関する法律』の規定により『狂犬病予防法』の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合には、『狂犬病予防法』の規定による犬の登録の申請に対する審査に係る手数料を徴収しないこととする。

(2) 附則

施行期日 令和4年11月1日

※ 寝屋川市長に対しては、施行期日以後に、『狂犬病予防法』の登録手続の特例が適用されるものとされている。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市保健所事務手数料条例

No.1

改 正 案			現 行		
別表第11 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関する事務			別表第11 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関する事務		
項	区 分	金 額	項	区 分	金 額
1	狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録の申請(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があつたものとみなされる場合を除く。)に対する審査	1頭につき3,000円	1	狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録の申請	1頭につき3,000円
2～4	(略)	(略)	2～4	(略)	(略)
別表第17 動物の愛護及び管理に関する法律 に関する事務			別表第17 動物の愛護及び管理に関する法律 に関する事務		
(略)			(略)		
附 則			この条例は、令和4年11月1日から施行する。		

(議案第 59 号関係)

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

1 改正理由

『建築基準法』の改正により、引用する同法の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 手数料の徴収（別表関係）

引用する『建築基準法』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市建築基準法施行条例

No.1

改正案		別表(第5条関係)		別表(第5条関係)		現行	
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額	項	行
1～19	(略)	(略)	1～19	(略)	(略)	1～19	(略)
20	法第85条第6項の規定に基づく 仮設建築物の建築の許可の申請 に対する審査	120,000円	20	法第85条第5項の規定に基づく 仮設建築物の建築の許可の申請 に対する審査	120,000円	20	法第85条第5項の規定に基づく 仮設建築物の建築の許可の申請 に対する審査
20～2	法第85条第7項の規定に基づく 仮設建築物の建築の許可の申請 に対する審査	160,000円	20～2	法第85条第6項の規定に基づく 仮設建築物の建築の許可の申請 に対する審査	160,000円	20～2	法第85条第6項の規定に基づく 仮設建築物の建築の許可の申請 に対する審査
21～28	(略)	(略)	21～28	(略)	(略)	21～28	(略)
28～2	法第87条の3第6項の規定に基 づく使用の許可の申請に対する 審査	120,000円	28～2	法第87条の3第5項の規定に基 づく使用の許可の申請に対する 審査	120,000円	28～2	法第87条の3第5項の規定に基 づく使用の許可の申請に対する 審査
28～3	法第87条の3第7項の規定に基 づく使用の許可の申請に対する 審査	160,000円	28～3	法第87条の3第6項の規定に基 づく使用の許可の申請に対する 審査	160,000円	28～3	法第87条の3第6項の規定に基 づく使用の許可の申請に対する 審査
29～32	(略)	(略)	29～32	(略)	(略)	29～32	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 66 号関係)

工事請負契約の締結

工事名 寝屋川斎場改修工事

入札参加者等

(単位:円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	北口建設工業株式会社		辞退	
(2)	株式会社前田組	865,000,000	落札	951,500,000

[予定価格等]

予定価格

952,765,000円 (内消費税及び地方消費税の額86,615,000円)

低入札価格調査基準価格

828,905,000円 (内消費税及び地方消費税の額75,355,000円)

経過

令和4年4月22日	制限付一般競争入札の公告
令和4年5月9日 ～ 令和4年5月12日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和4年6月24日 ～ 令和4年6月27日	入札
令和4年6月28日	開札
令和4年7月7日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第5号

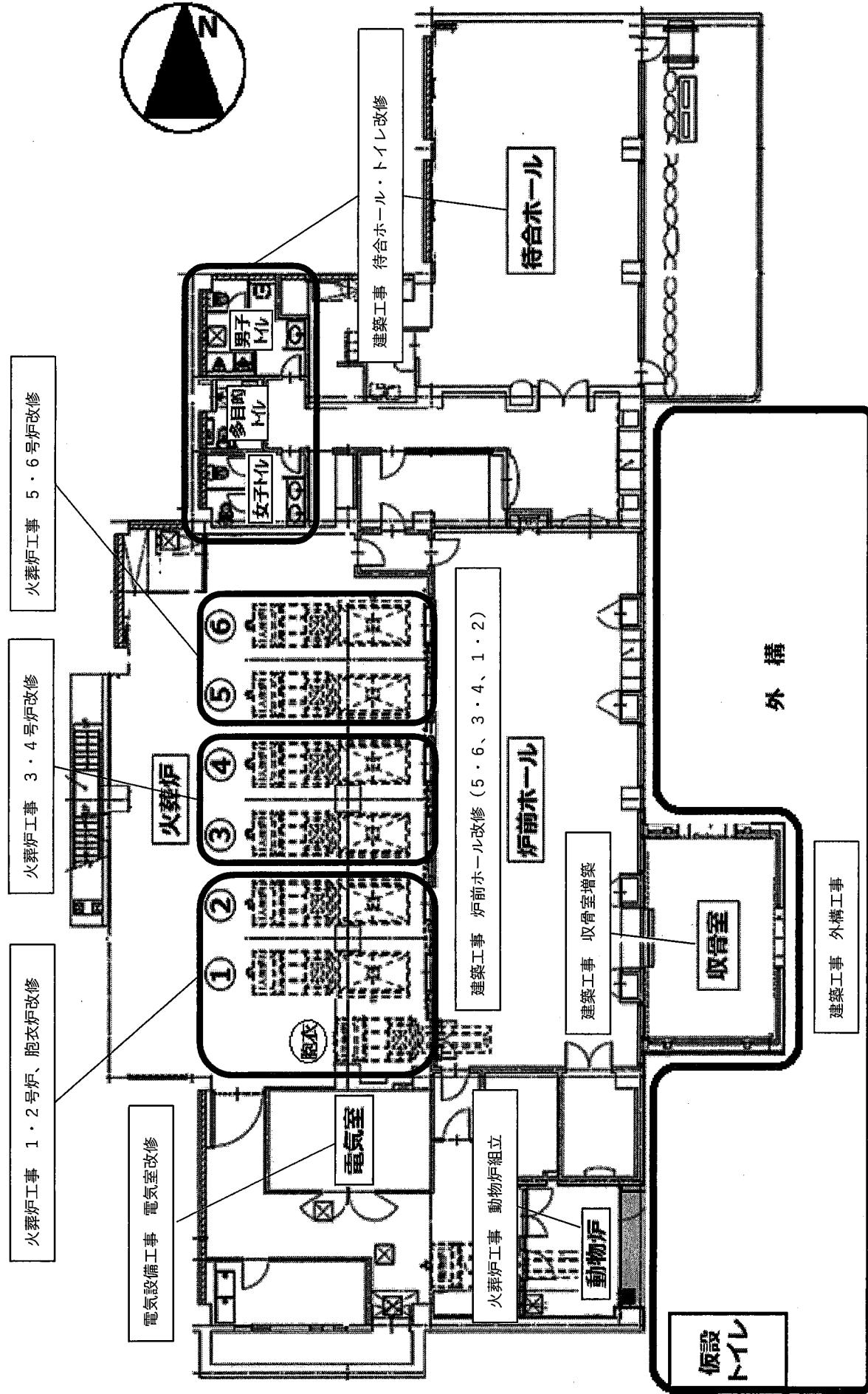
寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

「寝屋川斎場改修工事」工程表

		令和4年度												令和5年度												令和6年度											
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
建築工事 一式	待合ホール・トイレ改修	→	←	5・6号前ホール改修	→	←	3・4号前ホール改修	→	←	1・2号前ホール改修	→	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
	仮設トイレ設置	→	←	仮設トイレ撤去	→	←	アスベスト除去 (養生・大気濃度測定・除去・処分)	→	←	收骨室増築	→	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→				
火葬炉工事 一式																																					
電気設備工事 一式																																					

「寝屋川斎場改修工事」平面図

平面図



(議案第 67 号関係)

工事請負契約の変更

工事名 ストックヤード整備工事

変更事項

	変更後	変更前
工期	完成 令和5年3月31日	完成 令和4年9月30日

※ 理由

計量システム設置において、新型コロナウイルス感染症の影響による工場の稼働停止により資材の一部が工期内に調達することが困難となったことから、当該工事の施工計画を変更する必要を生じたため

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

「ストックヤード整備工事」 工程表

令和4年度

(議案第 68 号関係)

財産の取得

取得する財産 庁内ネットワークパソコン

【府内ネットワークパソコン 仕様】

本体仕様	
型式	株式会社日本 HP 製 HP ProBook 450 G9 301台
CPU	Core™ i5-1235U プロセッサー
メモリ	8 GB
ディスプレイ	15.6型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	SSD 256GB
光学ドライブ	なし
キーボード	JIS 標準配列準拠
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
インターフェース	USB Type-C×1個、USB3.2×3個、有線 LAN×1個、HDMI×1個
Webカメラ	HD解像度 (720P) 対応カメラ/有効画素数 92万画素
OS	Windows 10 Pro (64bit) 日本語版 (Windows 11 Proライセンスからのダウングレード)
アプリケーション	Microsoft Office LTSC Standard 2021 インストール用媒体
リカバリーメディア	5枚
保守	1年間のメーカー保証
附属品仕様	
マウス	スクロール付 USB 光学マウス

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	NECフィールディング株式会社 大阪支店	38,023,800		
(2)	株式会社大塚商会 L A関西営業部	39,498,700		
(3)	Sky株式会社	37,073,530	落札	40,780,883
(4)	トーテックアメニティ株式会社 大阪事業所	39,998,000		

経過

令和4年5月20日	制限付一般競争入札の公告
令和4年6月3日 ～ 令和4年6月16日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和4年6月21日 ～ 令和4年6月30日	入札
令和4年7月1日	開札
令和4年7月8日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

財産の取得

取得する財産 災害時用備蓄物資

【災害時用備蓄物資 内訳】

品名	数量
アルファ化米(おにぎり) 〔アレルギー対応品〕	38,800 食
アルファ化米(個食) 〔アレルギー対応品〕	39,100 食
高齢者食(かゆ) 〔アレルギー対応品〕	4,050 食
粉ミルク	179 缶
粉ミルク 〔アレルギー対応品〕	57 缶
大人用紙おむつ(パンツタイプ)	162 パック
子供用紙おむつ(テープタイプ)	224 パック
大人用尿取りパット	329 パック
生理用品(羽根つき昼用)	70 パック
生理用品(羽根つき夜用)	739 パック
ガソリン缶(1L×4缶/箱)	240 箱

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	キンパイ商事株式会社	19, 666, 440		
(2)	株式会社ピーシー販売	18, 497, 100		
(3)	株式会社ミツヤコーポレーション	18, 139, 100		
(4)	株式会社ミヨシ	16, 247, 070	落札	17, 871, 777

経過

令和4年5月20日	制限付一般競争入札の公告
令和4年6月3日 ↓	入札参加資格審査申請書提出期間
令和4年6月16日	
令和4年6月21日 ↓	入札
令和4年6月30日	
令和4年7月1日	開札
令和4年7月8日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

財産の取得

取得する財産 親子給食に係る備品

【親子給食に係る備品 内訳】

品名	数量
(1) 冷凍冷蔵庫	4台
(2) 冷凍庫	3台
(3) 冷蔵庫	4台
(4) ガステーブル	5台
(5) スチームコンベクションオーブン	5台
(6) 立型炊飯器	25台
(7) ガス回転釜	10台
(8) 消毒保管機	16台
(9) 水圧洗米機	1台
(10) 球根皮剥機	2台
(11) 配送用コンテナ	19台
(12) 移動ピーラー受槽	2台
(13) ピーラーシンク	3台
(14) モービルシンク	3台
(15) 一槽シンク	10台
(16) 二槽シンク	1台
(17) 三槽シンク	5台
(18) 作業台	10台
(19) 移動台	3台

入札参加者等

(単位 : 円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	A C E 廚設株式会社	76,600,000		
(2)	三和厨房株式会社	68,000,000		
(3)	タニコー株式会社 大阪営業所	79,098,500		
(4)	株式会社中西製作所 大阪支店	49,800,000	落札	54,780,000
(5)	日本調理機株式会社 関西支店	66,000,000		
(6)	原風呂産業株式会社	78,795,000		
(7)	株式会社フジマック 大阪営業部	69,800,000		
(8)	ホシザキ阪神株式会社 寝屋川・守口営業所	77,764,000		
(9)	株式会社マルゼン 東大阪営業所		辞退	
(10)	株式会社村幸 関西営業所	74,000,000		

経過

令和4年5月20日	制限付一般競争入札の公告
令和4年6月3日 ～ 令和4年6月16日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和4年6月21日 ～ 令和4年6月30日	入札
令和4年7月1日	開札
令和4年7月8日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 71 号関係)

令和 3 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

1 理由

令和 3 年度寝屋川市水道事業未処分利益剰余金 4,053,841,990 円のうち 1,000,000,000 円を建設改良積立金に積み立てる。

2 内容

(単位 : 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,691,333,449	17,054,749	4,053,841,990
議会の議決による処分額	0	0	△1,000,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△1,000,000,000
処分後残高	5,691,333,449	17,054,749	(繰越利益剰余金) 3,053,841,990

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

(議案第 72 号関係)

令和 3 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

1 理由

令和 3 年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金 889, 365, 207 円のうち減債積立金の取崩しにより生じた 300, 000, 000 円を資本金に組み入れ、439, 365, 207 円を減債積立金に積み立てる。

2 内容

(単位 : 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13, 708, 553, 770	262, 608, 975	889, 365, 207
議会の議決による処分額	300, 000, 000	0	△739, 365, 207
資本金への組入	300, 000, 000	0	△300, 000, 000
減債積立金の積立	0	0	△439, 365, 207
処分後残高	14, 008, 553, 770	262, 608, 975	(繰越利益剰余金) 150, 000, 000

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項